

書評

平井悠介 著

『エイミー・ガットマンの教育理論
—現代アメリカ教育哲学における平等論の変容—』

野々垣 明 子*

本書は、2015年3月に東京大学から博士（教育学）の学位を授与された論文に加筆・修正を加えて、日本学術振興会による2016年度科学研究費助成事業の助成を受けて刊行されたものである。

著者の平井悠介氏は、序章において本書の目的を2つ示している。第1の目的は、「現代アメリカの政治哲学者エイミー・ガットマン（Amy Gutmann, 1949-）の民主主義的教育（democratic education）理論の形成・展開過程を追いながら、その理論を支える民主主義概念が、参加民主主義（participatory democracy）から熟議民主主義（deliberative democracy）へと展開していることの意味を明らかにすること」（3頁）である。第2の目的は、「ガットマンの理論の展開を、1980年代以降の市民教育の理論的動向と関連づけて検討することで、現代アメリカ教育哲学における平等論の変容の意味を明らかにすること」（3頁）である。平井氏は、1980年代から2000年代のガットマンの諸論文、著書を丹念に読み解きながらガットマン理論を体系的に検討し、「教育における平等」という問題にせまっていく。本書の構成は以下の通りである。紙幅の都合上、序章を除き章名のみ摘記する。

序章 平等をめぐる教育哲学研究と政治哲学研究との接点

第1節 本書の目的と概要

第2節 先行研究と本書の位置づけ、および本書の課題

第3節 対象へのアプローチ—ガットマンの刊行著書・論文一覧

第I部 1980年代のガットマンのリベラリズム批判と民主主義的教育理論の形成

第1章 『リベラルな平等論』（1980年）に見られる政治参加論と教育

*皇學館大学

- J. Rawls の「分配的正義」論に対する批判
- 第 2 章 『民主主義的教育』（1987年）における政治的教育の特質
- 意識的・社会再生産概念の確立と参加概念の関係性
- 第 3 章 ガットマンの民主主義的教育理論における「教育権限」問題
- 1980年代の中心課題
- 第 II 部 ガットマンの民主主義的教育理論の展開
- 1990年代前半の熟議民主主義論との関連を中心に
- 第 4 章 1990年代前半のガットマンの民主主義的教育理論の展開
- 第 5 章 アメリカ市民教育理論におけるシティズンシップと民主主義
- 第 6 章 市民教育理論における教育の国家関与と親の教育権限
- 市民教育の目的・内容をめぐって
- 第 III 部 1990年代後半の民主主義的教育理論の深化
- 熟議民主主義の現代的意義と課題
- 第 7 章 ガットマンの民主主義的教育理論におけるアイデンティティをめぐる課題
- 第 8 章 教育における国家的統合と価値としての政治的平等
- 1990年代アメリカのリベラル派の市民教育理論の新たな展開
- 第 9 章 教育機会の平等論に対する熟議民主主義の意義
- 第 10 章 熟議民主主義の規範性と実現可能性
- 市民教育理論の文脈から排除問題を再考する
- 終章 価値多元的社会と政治的教育哲学

本書は 3 部構成になっている。読み進めることでガットマンの民主主義的教育理論の「形成」、「展開」、「深化」の過程を追うことができる仕組みになっている。

第 I 部「1980年代のガットマンのリベラリズム批判と民主主義的教育理論の形成」では、ガットマンの理論形成過程が著書および主要論文にそって描き出されている。第 1 章では著書1『リベラルな平等論』（1980年）が検討されている。平井氏は、ガットマンとロールズの理論を比較し、ガットマンがロールズの分配的平等理論を批判的に継承し、J. S. ミルの参加の概念を援用して「政治的参加と市民間の相互尊重を社会的平等の契機」（46頁）ととらえたとしている。さらに、平井氏は政治的参加が「諸個人が民主主義的市民となるための教育的機能を有している」（50頁）というガットマンの主張に注目する。ガットマンにおいて政治的

参加はそれを通じて個人を市民として成長させる積極的な価値を持つのである。続く第2章では、著書2『民主主義的教育』（1987年）におけるガットマンの民主主義的教育理論の展開と、その「中核」をなす「意識的社会再生産」（conscious social reproduction）概念が検討されている。平井氏によればガットマンが同書において目指すのは教育権限の正当化の理論の構築および「人々の多様性に応じた形で平等を達成するために、教育が果たす役割」の解明という二つの主題である（54頁）。ガットマンは「国家、親、教師を含めた市民が教育の権限を共有する」ことを提言する（58頁）。この時の「共通の価値」として設定されるのが「意識的社会再生産」の概念である。「意識的社会再生産」は、既存の社会を単に「複製」していく「文化的再生産論」とは区別され、「社会が一つの規準によって方向付けられるのではなく、市民の意思決定を通じて絶えずその規準が修正され、各市民の意思が反映する形で変容させられる」、すなわち「個々人の意識に訴えかけながら、社会を絶えず作りかえること」（58-59頁）であると説明されている。ガットマンはこの意識的社会再生産を支えるものとして、「熟議する能力」と「意思決定に参加する能力」を含む「民主主義的諸徳」を重視し、「非抑圧」と「非差別」の制限原理に基づいた教育の重要性を説いた（59-60頁）。平井氏は、ガットマンが少数者を含めたあらゆる市民に民主主義的な教育を施すことでその意思決定を保障しようとした点から、「民主主義的教育理論は、前著での平等主義的理論をさらに発展させている」と評価している（62頁）。

第3章では、1980年代に発表されたガットマンの諸論文からガットマンの教育理論の展開と教育課題への対応を読み解いている。本章の前半において、この時期のガットマンが教育権限の正当化問題を中心的な課題としていたこと、「権利論を主体とした教育理論」を通して保守とリベラルの教育の統合をはかろうとしていたことが概観されている（73頁）。後半では民主主義的教育理論の中核的な価値である「意識的社会再生産論」の特質と革新性が考察されている。平井氏によれば、「意識的社会再生産は、未来の市民の選択の自由を保障するために、社会を絶えず改変していこうとするもので、それを達成するには子どもたちすべてが合理的な熟議の能力を備えてなければならない」（84-85頁）。平井氏は1980年代のガットマンは「子どもに潜在的に備わっている合理的選択能力」を重視しながら民主主義的教育理論を構築したとみている。そしてこの考え方がその後のガットマンの「熟議能力の育成と市民的徳の育成の主張へとつながっていく」とみて、

続く1990年代前半における民主主義的教育理論の「展開」を示唆している（85頁）。

第Ⅱ部「ガットマンの民主主義的教育理論の展開—1990年代前半の熟議民主主義論との関連を中心に」では、1980年代の「参加民主主義」から90年代前半の「熟議民主主義」への展開過程が、ガットマンの諸論文、著書3『民主主義と意見の不一致』（1996年）をたどることで示されている。第4章では諸論文に基づき、ガットマンが価値多元化社会の「政治における各人の信念の多様性と道徳的な不一致」（89頁）という問題に対峙し、「熟議民主主義」の理論を構築していく過程が描かれている。平井氏は90年代のガットマンが「道徳的な不一致の事実を理論の前提として平等論を構築していかなければならなくなった」とみている（98頁）。平井氏によれば、価値の多元化が進むなか、人々が合意を形成していく難しさをガットマンは認識しているが、「寛容の原理」に基づいて不一致を回避するという立場をとっていない。試行錯誤しながら合意点を探るために熟議をつくすべきであると考えている。平井氏は「寛容の原理」とは異なるガットマンのこうした見解に「リベラリズムの立場との差異」を見出している（91頁）。さらに、熟議を通じた合意形成を実現するために、ガットマンが「互恵性を核として相互尊重」という「市民的徳」を涵養することを強調するようになったことが明らかにされている（107頁）。平井氏はガットマンの理論を「多様性を最大限考慮に入れた社会的な平等を達成しようとする理論である」（109頁）と評している。

第5章では、1990年代前半のアメリカにおける市民教育の諸理論と多文化主義的教育をめぐる論争が検討され、ガットマンの民主主義的教育理論の位置づけが示される。価値多元化社会において「個人の自由と社会的統合とのバランスをいかにとるか」（112頁）という課題に対する、市民教育理論の有効性と意義が考察されている。90年代の市民教育理論は、多様な側面からの熟議を通して自分たちの「共通のアイデンティティ」を探究しながら社会的統合を達成する市民の育成を目指すものであったが（126頁）、続く第6章ではこうした市民教育の正当化、すなわち国家の教育関与と親の教育権限の問題が考察されている。平井氏は、「ヨーダー裁判」や「モザート裁判」を事例とし、教育権限の問題に対するリベラル派の市民教育論を比較検討している。ガットマンの熟議民主主義理論においては国家の教育権限、「国家と親、子どもが互いに抑制し合う」関係性が考察されており、平井氏は「価値多元的社会における公教育の正当性の問題を克服する鍵を提

供する理論」としての位置づけと可能性を示している（138頁）。

第Ⅲ部「1990年代後半の民主主義的教育理論の深化—熟議民主主義の現代的意義と課題」では著書3『民主主義と意見の不一致』以降の諸論文、および著書4『民主主義におけるアイデンティティ』（2003年）に基づき、ガットマン理論の深化が描き出されるとともに、その課題が示されている。平井氏は、ガットマンの民主主義的教育理論は1990年代前半に確立され、1990年代後半は「熟議民主主義を基礎とする民主主義的教育理論に基づいて現代の教育問題について検討していく時期」（143頁）であるとして示している。第7章では、ガットマンがアイデンティティをめぐる議論の検討を通して、熟議民主主義理論を「深化」させたことが示されている。平井氏は、フランスのチャドル事件、アフーマティヴ・アクション、教育の市場化という実際の教育問題に対するガットマンの多様性擁護論に、「教育現場において多様性を増大させ、そこに子どもたちを投げ出すことによって自己変容という教育的効果を生み出そうとしていたこと」を見出し、「1990年代後半のガットマン理論で最も注目すべき点」であると評価している（175頁）。

第8章では1990年代後半のリベラル派において市民の「政治参加」と「熟議」を基盤とする民主主義理論が打ち出されてきたことが確認され、市民教育理論の展開が検討されている。平井氏はガットマンの市民教育理論を「熟議を市民の自己変容の手段とみる立場」（189頁）として位置づけている。ここでの「自己変容」とは「他者の見解を尊重・受容し、それによって自らの見解を批判的に問い直す」（191頁）ことである。熟議を通してそうした「批判的能力」を育成することが「政治的平等の保障に寄与する」と見なされている点に、平井氏は意義を見出している（192頁）。

第9章では教育機会の平等をめぐる諸議論に焦点が当てられ「熟議民主主義理論が教育機会の平等論にもたらす意義」、および実践的課題が考察されている。平井氏はガットマンの理論をはじめとし1980年代以降の教育の平等をめぐる諸議論を詳細に検討し、「シティズンシップ教育を要請する新しい教育機会の平等論の展開」（201頁）を見出している。一方で、現実の教育現場において「あらゆる子どもの熟議能力」を開発することの限界を指摘する論考にも目を向け、「熟議的教育の実践的方法」のさらなる探究が必要であることを示唆している（206頁）。

第10章では、熟議民主主義における「排除」の問題とその克服について考察している。平井氏によれば、熟議民主主義は「寛容」の徳を超えた「相互尊重」の

育成が重視され、「熟議の能力の高低を問題の中心においていないという点に規範性が見出される」という(216頁)。しかし、実際に熟議民主主義を実現するにあたっては、熟議に参加する市民の間に「構造的不平等」が存在しており、「熟議が公正に機能しない」という批判もある(220-221頁)。平井氏は、「排除」問題に対するヤングらの主張をもとに、「政治力の関与」に基づいた構造的不平等を是正するための「制度設計」の必要性にふれている(221-222頁)。終章では、本書全体の要約と今後の課題が述べられている。

以上、本書の各章の内容を概観してきた。本書は政治哲学者ガットマンの理論に焦点をあてたはじめての体系的な研究であり、教育哲学分野において高い研究的意義を有している。さらに、本書を通じて20世紀後期のアメリカ教育における「自由」と「平等」をめぐる議論の展開をたどることができ、本書は1970年代以降の教育哲学の学問的な流れのなかに位置づくものである。平井氏は序章においてガットマン理論の研究を通じた「教育哲学研究と政治哲学研究の接点」の探究を目指しているが、現実の教育問題を政治哲学の諸理論に目を向けながら問い直していくことの重要性を、本書を通して改めて認識させられた。

ガットマンは1980年代から90年代の価値の多元化が進む社会において、熟議を通じた社会的平等の実現を目指した。今日、さらに人びとの間に多様性が増し意見の不一致が進んでいる。そうした現代社会の状況に照らしても、本書から多くの示唆を得ることができると評者は考えている。すでにみてきたように、ガットマンは熟議に内在する教育的機能に注目し、学校教育現場における多様性に積極的な価値を見出している。多様な個人間の意見の不一致を「回避」という道を選ばず、熟議を繰り返していくことで乗り越えようとする。平井氏も指摘するように、シティズンシップ教育への期待が高まる今日において、本書は重要な手掛かりを与えてくれると評者は確信している。

最後に、若干のコメントを述べてみたい。ガットマンは学校現場において多様性が増すことに価値を見出している。多様な背景をもつ子どもたちが熟議をすることにより他者の立場や見解を理解できるようになり、それが「自己変容」をうながし社会の平等につながっていくことを期待している。子どもたちの間に存在する意見の不一致は豊かな議論をうみだし、合意形成の能力や「市民的諸徳」を身につけていくための契機であると積極的に評価されている(150-151頁)。しかしながら、本書において指摘されているように、実際の学校教育の現場におい

ては実現の難しい課題が残されている。「多様性を増大させる」には多様な背景をもつ子どもを同じ空間に所属させることにとどまらず、自分とは異なる「他者」として他の子どもの存在を意識できるような実践が必要であろう。また、「熟議的教育」を担う教師の役割、児童・生徒に多様性のモデルを示す教師像、教師の養成や教育上の課題についても、本書を通して、評者は関心を持った。第9章の「熟議的教育の実践方法」として平井氏は学校内外の実践方法を検討しているが、さらなる考究が期待される。

力量不足にも関わらずコメントを付してしまったが、平井氏は政治哲学者ガットマンの理論およびリベラル派の諸議論を極めて丁寧に検討し、教育における「自由」と「平等」という教育哲学領域で長年にわたり取り組まれてきた課題に迫っている。評者は時代状況が異なるが19世紀アメリカの成人教育運動における民主主義に関心があり、評者にとっては本書は非常に興味深く、多くを学ばせていただいた。平井氏の研究の更なる発展と深化を期待したい。

【書評・書誌情報】

平井悠介著

『エイミー・ガットマンの教育理論—現代アメリカ教育哲学における平等論の変容—』
世織書房，2017年，3,400円（税別）